



1. 平成27年4月から定年再雇用者と5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者は、労働契約法の無期転換の対象から外れます
2. 社会保険取得届作成時の本人確認事務変更について
3. 平成27年1月より出産育児一時金の支給額が39万円から40万4千円に引き上げになります
4. 平成27年1月26日以降に発行される協会けんぽの保険証の記載事項が変更されます

1. 平成27年4月から定年再雇用者と5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者は、労働契約法の無期転換の対象から外れます

平成25年4月1日から改正労働契約法が施行され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度ができました。

その後、平成26年4月1日から大学等および研究開発法人の研究者、教員等に対して特例が設けられるようになりました。

11月21日に開催された衆議院本会議で、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が成立し、新たに特例となる労働者の範囲が拡大されました。

この法律により、新たに特例の対象者となる労働者は以下のとおりです。

- ① 5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
 - ② 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者
- また、①②の方は、以下期間は無期転換申込権が発生しないこととなります。
- ①の方：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）
- ②の方：定年後引き続き雇用されている期間

この法律は平成26年11月28日に公布され、「事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針」（基本指針）が設けられ、この特例を適用するために必要な雇用措置計画の詳細等が定められるとされます。

なお、施行は平成27年4月1日とされています。

概要については、下記リンクをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/186-43.pdf>

2. 社会保険取得届作成時の本人確認事務変更について

これまで資格取得届に基礎年金番号が未記入（年手帳再交付申請書を添付の人は除く）の場合は、運転免許証等で本人確認を行い、「運転免許証で確認」等を備考欄に記入することになっていました。

平成26年10月からは、マイナンバー（個人番号）の導入に向けた取り組みとして、日本年金機構では、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録します。以下①②の両方に該当する場合は、原則、住所は住民票上の住所を記入する必要があるため、資格取得届の備考欄に、住民票上の住所を併せて記入することとなります。

- ① 基礎年金番号がない人、もしくは確認できない人
- ② 住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある人

この記入により、日本年金機構では住民票記載住所を確認し、新規に基礎年金番号を付番する人には、住民票コードが収録された基礎年金番号を付番、基礎年金番号が不明の人には住民票コードから本人と思われる基礎年金番号を特定し、案内が行われることとなります。

また、備考欄に記入された住民票記載住所から、本人確認（実確認）ができない場合は、一旦、資格取得届が返戻されることとなります。

なお、住民票等の添付は不要であり、これまで行っている本人確認結果を記入することは省略できることとなっています。

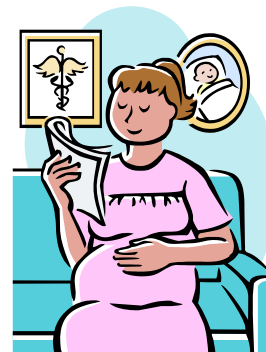
フローチャートが日本年金機構HPに掲載されていますので、ご参照ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000220970MxGWNHhs4.pdf>

3. 平成27年1月より出産育児一時金の支給額が39万円から40万4千円に引き上げになります

健康保険には、被保険者およびその被扶養者が出産した時に支給される出産育児一時金の制度があります。

現在の出産育児一時金の額は、1児につき39万円、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産したときには、その掛金を含め、1児につき42万円が支給されることになっています。

平成27年1月1日以降の出産について、産科医療補償制度の掛金が1胎児あたり30,000円から16,000円に引き下げられることになり、一方で出産費用の動向等を勘案して、出産育児一時金の額が39万円から40万4千円へ引き上げられることになりました。



なお、産科医療補償制度に加入している場合の

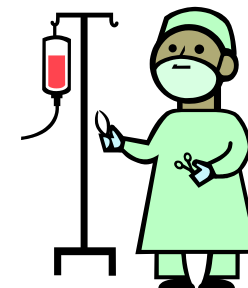
出産育児一時金の額は、現在と変更なく42万円（出産育児一時金404,000円+16,000円）となります。

4. 平成27年1月26日以降に発行される協会けんぽの保険証の記載事項が変更されます

標記のとおり、協会けんぽから健康保険証の記載事項が変更になるとの発表がありました。

新たに変更（追加）される点は、現在の健康保険証にはない「二次元コード」が印刷されることです。この二次元コードについては、健康保険証に記載されている情報をコード化しており、協会けんぽから健康保険証を送付する際および返却後の回収登録に使用されるとのことです。

したがって、特に医療機関等で利用することにはならず、既に発行済みの健康保険証についても差し替えを行わずに利用できることになっています。



また、この追加に伴い、性別の記載位置に変更が生じます。

この変更は平成27年1月26日以降に協会けんぽが発行するものから適用になります。健康保険証を従業員に渡す際には、

「二次元コード」を汚したり、切ったりしないよう注意を促すようにしましょう。

変更後の健康保険証のデザインは、下記リンクをご参照ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g5/cat550/sb5020/info261120>

本誌掲載記事等の無断掲載はご遠慮ください。